

令和3年6月23日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

食品衛生法施行細則の一部改正について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康
医療局生活衛生部生活衛生課長から、次のとおり通知がありましたのでお知らせしま
す。

生衛第1428号
令和3年5月28日

公益社団法人神奈川県食品衛生協会会長 様
公益財団法人神奈川県生活衛生指導センター理事長 様

生活衛生課長

食品衛生法施行細則の一部改正について（通知）

本県の食品衛生行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（令和2年神奈川県規則第53号）が本日付けで公布されましたので、お知らせします。

1 改正の趣旨

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）が令和3年6月1日に全面施行されることに伴い、所要の改正を行うものであること。

2 改正の概要

(1) 事務の委任（第1条関係）

ア 新たな営業届出制度が創設されたことに伴い、営業届出及び届出営業者の地位の承継届出の受理に関する事務を保健福祉事務所に委任した。

イ 食品の自主回収情報の報告制度が創設されたことに伴い、当該届出の受理に関する事務を保健福祉事務所に委任した。

ウ 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定によりその例によることとされる同法第2条の規定による改正後の法第57条第1項の規定による営業の届出の受理（営業届出の事前届出の受理）に関する事務の保健福祉事務所長への委任規定を削除した。

(2) 経由する書類の提出部数についての規定の削除（第3条関係）

保健福祉事務所長を経由して知事に提出する書類の部数に関する規定を削除した。

(3) 食品衛生法施行規則に定めがある事項の整理（第9条、第10条、第13条、第14条、第16条関係）

食品衛生管理者の設置等の届出等、営業許可申請書等、承継の届出、営業許可申請事項の変更の届出、廃業、休業及び再開の届出並びに許可の取消しの事項について、食品衛生法施行規則に定めが尽くされている部分及び届け出るべき期間についての規定を削除する等の整理を行った。

(4) 様式の整備（第9条、第10条、第13条、第15条、第16条関係）

営業許可申請書、営業届、営業許可及び営業届の変更届、地位承継届、営業許可及び営業届の廃業届、食品衛生管理者選任（変更）届に関し、規則で定めていた様式を廃止し、国が別途通知で示す様式に合わせて別に知事が定めることとした。

(5) その他規定の整備

条番号の整理など所要の規定の整備を行った。

3 申請様式等について

改正後の食品衛生法施行細則第15条に基づき、知事が別に定める事項として、別添1のとおり「食品衛生法に基づく営業許可申請等の様式に関する取扱い要領」（以下「様式要領」という。）を策定した。また、様式要領で定める様式の記載の方法等については別添2のとおり「食品衛生法に基づく営業許可申請等の様式記載マニュアル」（以下「記載マニュアル」という。）を整備した。

4 施行期日

令和3年6月1日

問合せ先
食品衛生グループ 北條、青山
電話(045)210-4940

新旧対照表

○食品衛生法施行細則

新	旧
<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 次に掲げる事務(第2号から第10号までに掲げる事務にあつては、食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例(平成12年神奈川県条例第8号)に規定する自動車において行う営業(以下「自動車において行う営業」という。)に係るものを除く。)は、保健福祉事務所に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第55条第1項の規定により、営業を許可すること。</p> <p>(3) 法第56条第2項(法第57条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>(4) 法第57条第1項(法第68条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、営業の届出を受理すること。</p> <p>(5) 法第58条第1項(法第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、食品等の回収の届出を受理すること。</p> <p>(6) 法第59条(法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により、食品等(と畜場法(昭和28年法律第114号)第14条第3項に規定する検査に係る食肉並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第15条第1項から第3項までに規定する検査及び同法第16条第5項に規定する確認に係る食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等(次項において「食肉」という。)を除く。)(法第68条第1項において準用する場合にあつては、おもちゃ)を廃棄させ、必要な処置を命ずること。</p> <p>(7) 法第60条第1項(法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により、営業の許可を取り消し、並びに営業を禁止し、及び停止すること。</p> <p>(8) 法第61条(法第68条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、施設の整備改善を命じ、並びに営業の許可を取り消し、営業を禁止し、及び停止すること。</p> <p>(削除)</p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 次に掲げる事務(第2号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事務にあつては、食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例(平成12年神奈川県条例第8号)に規定する自動車を利用して行う営業(以下「自動車を利用して行う営業」という。)に係るものを除く。)は、保健福祉事務所に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第52条第1項の規定により、営業を許可すること。</p> <p>(3) 法第53条第2項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(4) 法第54条の規定により、食品等(と畜場法(昭和28年法律第114号)第14条第3項に規定する検査に係る食肉並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第15条第1項から第3項までに規定する検査及び同法第16条第5項に規定する確認に係る食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等(次項において「食肉」という。)を除く。)を廃棄させ、必要な処置を命ずること。</p> <p>(5) 法第55条の規定により、営業の許可を取り消し、並びに営業を禁止し、及び停止すること。</p> <p>(6) 法第56条の規定により、施設の整備改善を命じ、並びに営業の許可を取り消し、営業を禁止し、及び停止すること。</p> <p>(7) 法第62条において準用する法第54条及び第55条の規定により、おもちゃ、</p>

新	旧
<p>(削除)</p> <p><u>(9) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）第71条の規定により、変更の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(10) 省令第71条の2の規定により、廃業の届出書を受理すること。</u></p> <p>2 法第59条の規定により、食肉を廃棄させ、必要な処置を命ずる事務は、食肉衛生検査所長に委任する。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第3条 (略)</u></p> <p><u>第4条 (略)</u></p> <p><u>第5条 (略)</u></p> <p><u>第6条 (略)</u></p> <p><u>第7条 (略)</u></p> <p><u>(営業許可申請書及び営業届出書の添付書類)</u></p> <p><u>第8条 省令第67条に規定する申請書及び省令第70条の2に規定する届出書には、製造業の場合にあつては、製造方法の概要を記載した書類（製造品名、原材料の種類及び配合分量、製造工程、製造数量等を記載したもの）を添えなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申請書には、法第55条第1項の規定による営業の許可を受けている者から相続、合併又は分割以外の原因により譲り受ける営業の許可を受けようとする場合において、営業施設に変更があつたときは、その変更の概要を記載した書類を添えなければならない。</u></p> <p>(削除)</p>	<p><u>食品等を廃棄させ、必要な処置を命じ、並びに営業及び食品の供与を禁止し、及び停止すること。</u></p> <p><u>(8) 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定によりその例によることとされる同法第2条の規定による改正後の法第57条第1項の規定による営業の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(9) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）第71条の規定により、営業許可申請事項の変更の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2 法第54条の規定により、食肉を廃棄させ、必要な処置を命じる事務は、食肉衛生検査所長に委任する。</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>(書類の提出部数)</u></p> <p><u>第3条 前条の書類の提出部数は、2通とする。</u></p> <p><u>第4条 (略)</u></p> <p><u>第5条 (略)</u></p> <p><u>第6条 (略)</u></p> <p><u>第7条 (略)</u></p> <p><u>第8条 (略)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(食品衛生管理者の設置等の届書等)</u></p> <p><u>第9条 省令第49条第1項に規定する届書は、第3号様式とする。</u></p> <p><u>2 前項の届書を提出した営業者は、その記載事項に変更が生じたときは、変更が生じた日から10日以内に食品衛生管理者設置届出事項変更届（第4号様式）をその施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長に提出しなければならない。</u></p>

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(営業許可証の交付) 第9条 知事(自動車<u>において</u>行う営業以外の営業にあつては、その営業所の所在地を管轄する保健福祉事務局長。以下同じ。)は、法第55条第1項の許可をしたときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、営業許可証(第3号様式)を交付するものとする。</p> <p>(営業許可証の掲示) 第10条 法第55条第1項の規定による許可を受けた営業者は、営業許可証を当該営業施設の内部の見やすい場所に掲示しておかなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(承継の届出) 第11条 省令第68条第1項、第69条第1項及び第70条第1項に規定する届出書には、<u>営業許可証及び分割にあつては当該営業を承継したことを証明する書</u></p>	<p>(営業許可申請書等) 第10条 省令第67条第1項及び第2項に規定する申請書は、<u>第5号様式(自動車を利用して行う営業にあつては、第6号様式)とする。</u></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) <u>営業施設の概要を記載した書類(建物又は営業車の構造及び主要設備の配置、構造、材質、能力、数量等を記載したもの)</u></p> <p>(2) <u>製造業の場合は、製造方法の概要を記載した書類(製造品名、原材料の種類及び配合分量、製造工程、製造数量等を記載したもの)</u></p> <p>(3) <u>使用水が水道水以外の水である場合は、国公立の衛生試験機関の水質検査成績書の写し</u></p> <p>(4) <u>食品の放射線照射業の場合は、放射性同位元素等使用許可証の写し</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、現に法第52条第1項の規定による営業の許可を受けている者が許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合は、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) <u>前項第3号に掲げる書類</u></p> <p>(2) <u>現に受けている営業許可の番号及びその年月日を記載した書類</u></p> <p>(3) <u>営業施設に変更があつた場合は、その概要を記載した書類</u></p> <p>4 <u>法第52条第1項の規定による営業の許可を受けている者から相続、合併又は分割以外の原因により譲り受ける営業の許可を受けようとする場合において、営業施設に変更があつたときは、第2項各号に掲げる書類のほか、その変更の概要を記載した書類を添えなければならない。</u></p> <p>(営業許可証の交付) 第11条 知事(自動車<u>を利用して</u>行う営業以外の営業にあつては、その営業所の所在地を管轄する保健福祉事務局長。以下同じ。)は、法第52条第1項の許可をしたときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、営業許可証(第7号様式)を交付するものとする。</p> <p>(営業許可証の掲示) 第12条 法第52条第1項の規定による許可を受けた営業者は、営業許可証を当該営業施設の内部の見やすい場所に掲示しておかなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(承継の届出) 第13条 省令第68条第1項、第69条第1項及び第70条第1項に規定する届出書は、<u>第8号様式とする。</u></p>

新	旧
<p><u>類を添えなければならない。</u> (削除)</p> <p><u>2 (略)</u> (営業許可申請事項の変更の届出)</p> <p><u>第12条 省令第71条の規定による届出(許可業者に係るものに限る。)は、営業許可証を添えて行わなければならない(省令第67条第1号、第4号、第5号及び第6号に掲げる事項(第1号にあつては、申請者の氏名(法人にあつては、その名称)を除く。)の変更の場合を除く。)</u>。</p> <p>2 <u>前条第2項</u>の規定は、前項の届出について準用する。 (営業許可証の再交付)</p> <p><u>第13条 法第55条第1項</u>の規定による許可を受けた業者が、営業許可証を紛失し、損傷し、又は汚損したことにより営業許可証の再交付を受けようとするときは、営業許可証再交付申請書<u>(第4号様式)</u>に営業許可証を添えて(紛失した場合を除く。)、知事に申請しなければならない。</p> <p>2 (略) (廃業、休業及び再開の届出並びに許可の取消し)</p> <p><u>第14条 省令第71条の2</u>に規定する届出書には、<u>営業許可証を添えなければならない。</u></p> <p>2 <u>法第55条第1項</u>の規定により許可を受けた、<u>又は法第57条第1項の規定により届出を行つた</u>業者が継続して1か月以上休業しようとするとき又は再び営業を開始したときは、<u>速やかに</u>休業(営業再開)届<u>(第5号様式)</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>法第55条第1項</u>の規定により許可を受けた業者が当該許可を取り消されたときは、直ちに当該許可に係る営業許可証を知事に返還しなければならない。 <u>(実施細目)</u></p> <p><u>第15条 この規則に規定するもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</u></p> <p>第1号様式 <u>(第3条関係)</u> (用紙 日本産業規格A4縦長型)</p>	<p>2 <u>前項の届出書には、営業許可証及び分割にあつては当該営業を承継したことを証明する書類を添えなければならない。</u></p> <p>3 (略) (営業許可申請事項の変更の届出)</p> <p><u>第14条 省令第71条の規定による届出は、変更があつた日から10日以内に営業許可申請事項変更届(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>営業許可証</u> (2) <u>省令第67条第1項第5号に掲げる事項に変更があつた場合は、その概要を記載した書類</u></p> <p>2 <u>前条第3項</u>の規定は、前項の届出について準用する。 (営業許可証の再交付)</p> <p><u>第15条 法第52条第1項</u>の規定による許可を受けた業者が、営業許可証を紛失し、損傷し、又は汚損したことにより営業許可証の再交付を受けようとするときは、営業許可証再交付申請書<u>(第10号様式)</u>に営業許可証を添えて(紛失した場合を除く。)、知事に申請しなければならない。</p> <p>2 (略) (廃業、休業及び再開の届出並びに許可の取消し)</p> <p><u>第16条 法第52条第1項</u>の規定により許可を受けた業者が廃業したときは、その日から10日以内に廃業届(第11号様式)に営業許可証を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>法第52条第1項</u>の規定により許可を受けた業者が継続して1か月以上休業しようとするとき又は再び営業を開始したときは、<u>休業又は営業再開の日から10日以内に</u>休業(営業再開)届<u>(第12号様式)</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>法第52条第1項</u>の規定により許可を受けた業者が当該許可を取り消されたときは、直ちに当該許可に係る営業許可証を知事に返還しなければならない。 <u>(新規)</u></p> <p>第1号様式 <u>(第4条関係)</u> (用紙 日本産業規格A4縦長型)</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>第2号様式 <u>(第5条関係)</u> (用紙 日本産業規格A4縦長型)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2号様式 <u>(第6条関係)</u> (用紙 日本産業規格A4縦長型)</p> <p>(略)</p>

新

旧

(削除)

第3号様式（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

食品衛生管理者設置（変更）届

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

届出者 郵便番号

住 所 （法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名）

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号 () -

次のとおり食品衛生管理者を設置（変更）したので、届け出ます。

食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別		
施設	所在地	電話番号 () -
	名称	
営業の許可年月日及び許可番号		年 月 日 番 号
食品衛生 管理者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	職 名	
	職務内容	
設置（変更）年月日		年 月 日
備 考		

備考 食品衛生管理者の変更の場合は、備考欄に前任者の氏名を記入してください。

新

旧

(削除)

第4号様式（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

食品衛生管理者設置届出事項変更届

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

届出者 郵便番号

住 所 (法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及
氏 名 (代表者の氏名))

生年月日 年 月 日

電話番号 () 二

次のとおり食品衛生管理者設置届出事項に変更が生じたので、届け出ます。

施 設	所 在 地	電話番号 () 二
	名 称	
営業の許可年月日及 ひ許可番号		年 月 日
変更内容	事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日

新

旧

(削除)

第5号様式（第10条関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

営 業 許 可 申 請 書

年 月 日

申請区分	1 新規 2 譲受け 3 更新
------	-----------------

神奈川県 保健福祉事務所長殿

申請者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所	郵便番号(二)	電話番号()	—
	氏名	生年月日 年 月 日		

次のとおり営業の許可を受けたいので、申請します。

営業所の所在地	郵便番号(二)	電話番号()	—
		ファクシミリ番号()	—

現に有する許可番号	営業の種類 (営業種目又は製造品名)	営業所の名称	※食品衛生責任者		備考
			氏名 (資格)	確認欄	
1 第 二 二 号	()		()		
2 第 二 二 号	()		()		
3 第 二 二 号	()		()		
4 第 二 二 号	()		()		
5 第 二 二 号	()		()		

※加入食品関係団体の名称			
申請者の欠格事由の該当	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分違反して罰に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることなくなつた日から起算して2年を経過しないこと。	1 有	内 容
		2 無	
	(2) 食品衛生法第55条及び第56条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しないこと。	1 有	内 容
	2 無		
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち上記の(1)又は(2)のいずれかに該当する者があること。	1 有	内 容
		2 無	
使 用 水	1 水道水 2 水道水以外の水 3 両者併用	備 考	
滅 菌 装 置	1 有 2 無		

備考 ※印の欄には、該当する場合に記入してください。

新

旧

(表)

営業設備の概要

営業構造	1 木造 2 鉄筋コンクリート 3 モルタル 4 その他()	使用階数 階										
施面種	延べ面積 <u>㎡</u>	1 調理場 2 製造場 3 その他() <u>㎡</u>										
		1 客室(席) 2 店舗 <u>㎡</u>										
※従事者数	<table border="0"> <tr> <td>人</td> <td>栄養士</td> <td>人</td> <td>調理師</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>製菓衛生師</td> <td>人</td> <td>ふぐ包丁師</td> <td>人</td> </tr> </table>		人	栄養士	人	調理師	人		製菓衛生師	人	ふぐ包丁師	人
人	栄養士	人	調理師	人								
	製菓衛生師	人	ふぐ包丁師	人								
客数、食数、製造量及び取扱量	1 客数 人/日	1 製造量 kg/日										
	2 食数 食/日	2 取扱量 kg/日										
便所	様式(1水洗式 2くみ取り式) 従事者用(1有 2無)											
	客用(1有 2無)											
	便器の数 個	おずみ、昆虫等防止設備(1有 2無)										
便所の流水式手洗設備	従事者用(1有 2無) 客用(1有 2無) 受け器(1有 2無) 殺菌剤(1有 2無)											
区画	他の業種との共用部分(1有 2無)											
食品等	天井・屋根裏	1 コンクリート 2 タイル 3 板 4 その他()										
	内壁	1 コンクリート 2 タイル 3 板 4 その他()										
取扱	床	1 コンクリート 2 タイル 3 板 4 その他()										
	換気設備	1 動力換気設備 2 換気筒 3 その他()										
室	おずみ、昆虫等防止設備(設置場所) 1 窓 2 出入口 3 排水口 4 その他()											
流水式手洗設備(便所の場合を除く)	従事者用(1有 2無) 客用(1有 2無) 受け器(1有 2無) 殺菌剤(1有 2無)											
計器類	温度計	1 冷凍庫内 2 冷蔵庫内 3 その他()										
	その他	圧力計(1有 2無) 添加物計量器(1有 2無) 化学線量計(1有 2無)										
保存設備	原材料	1 保存室 2 冷凍庫 3 冷蔵庫 4 その他()										
	添加物	1 戸棚 2 その他()										
	製品	1 保存室 2 冷凍庫 3 冷蔵庫 4 その他()										
	器具・容器包装	1 戸棚 2 その他()										
更衣室等	1 有(更衣室・更衣ロッカー・更衣箱) 2 無											
機械・器具等の殺菌	1 蒸気 2 熱湯 3 乾熱 4 薬物 5 その他()											

備考 1 ※印の欄には、該当する場合に記入してください。
2 譲受け及び更新の場合には、裏面は記入する必要がありません。

新

旧

(削除)

第6号様式(第10条関係)(自動車を利用して行う営業用)(表)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

営 業 許 可 申 請 書

年 月 日

申請区分 1 新規 2 譲受け 3 更新

神奈川県知事殿

申請者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所	郵便番号() () ()	電話番号() () ()
	氏名	生年月日	年 月 日

次のとおり営業の許可を受けたいので、申請します。

主たる営業区域	
営業車	名称
	車種
	登録番号

現に有する許可番号	営業の種類 (営業種目又は製造品名)	添付品衛生責任者		備 考
		氏 名 (資 格)	確 認 欄	
1 第 二 二 号	()	()		
2 第 二 二 号	()	()		
3 第 二 二 号	()	()		
4 第 二 二 号	()	()		
5 第 二 二 号	()	()		

※従事者等	従事者数	人
	営業専従者氏名 加入食品関係団体の名	
申請者の欠格事由の該当	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。	1 有 (内 容) 2 無
	(2) 食品衛生法第55条及び第56条の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しないこと。	1 有 (内 容) 2 無
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち上記の(1)又は(2)のいずれかに該当する者があること。	1 有 (内 容) 2 無
使用水	1 水道水 2 水道水以外の水 3 両者併用	備 考

備考 ※印の欄には、該当する場合に記入してください。

新

旧

(裏)
営業設備の概要

客数、食数、製造量及び取扱量		1 客数 人/日	2 食数 食/日	1 製造量 kg/日	2 取扱量 kg/日	
給排水	貯水槽	1 金属 2 その他 ()	給水栓 (1有 2無)	容量(1) (2) (3)	18:以上 40:以上 200:以上	
	専用排水タンク	容 量 m ³				
営業室	広 さ	m ² 床面から天井までの高さ m				
	区 画	他の業種との共用部分 (1有 2無)				
	天 井	1 金属 2 合成樹脂 3 板 4 その他 ()				
	側 面	1 金属 2 合成樹脂 3 板 4 その他 ()				
	床	1 金属 2 合成樹脂 3 板 4 その他 ()				
	換気設備	1 動力換気設備 2 換気筒 3 その他 ()				
	保 存 設 備	原 材 料	1 冷凍庫 2 冷蔵庫 3 その他 ()			
		添 加 物	1 戸棚 2 その他 ()			
		製 品	1 冷凍庫 2 冷蔵庫 3 その他 ()			
		器具・容器・包 装	1 戸棚 2 その他 ()			
流水式手洗設備	従事者用 (1有 2無) 客用 (1有 2無) 受け器 (1有 2無) 殺菌剤 (1有 2無)					
更衣室等	1 有 (更衣室・更衣ロッカー・更衣箱) 2 無					
温 度 計	1 冷凍庫内 2 冷蔵庫内 3 その他 ()					
機械・器具等の殺菌	1 熱湯 2 薬物 3 その他 ()					

備考 譲受け及び更新の場合には、裏面は記入する必要がありません。

新

旧

(削除)

第8号様式（第13条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

承 継 届

年 月 日

神奈川県知事殿

（神奈川県 保健福祉事務所長）

届出者 郵便番号

住 所 （法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名）

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号（ ） 二

次のとおり許可営業者の地位を相続（合併、分割）により承継したので、届け出ます。

営業所	所在地	電話番号（ ） 二		
	名 称			
営業の許可年月日及び許可番号		営業の種類	備 考	
1	年 月 日 第 号			
2	年 月 日 第 号			
3	年 月 日 第 号			
4	年 月 日 第 号			
5	年 月 日 第 号			
被相続人の住所及び氏名 <small>（合併により消滅した法人 又は分割をした法人の主たる 事務所の所在地、名称及び び代表者の氏名）</small>		住 所		
		氏 名		
被相続人との続き柄				
相続開始の年月日 <small>（合併又は分割の年月日）</small>		年 月 日		

新

旧

(削除)

第9号様式（第14条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

営業許可申請事項変更届

年 月 日

神奈川県知事 殿

(神奈川県 保健福祉事務所長)

届出者 郵便番号

住 所 (法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名)

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号 () -

次のとおり営業許可申請事項に変更があつたので、届出ます。

営 業 所	所 在 地	電話番号 () -	
	名 称		
営業の許可年月日及び許可番号		営 業 の 種 類	備 考
1	年 月 日 第 号		
2	年 月 日 第 号		
3	年 月 日 第 号		
4	年 月 日 第 号		
5	年 月 日 第 号		
変 更 内 容	事 項		
	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 年 月 日		年 月 日	

新

第4号様式（第13条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦長型）

（略）

（削除）

旧

第10号様式（第15条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦長型）

（略）

第11号様式（第16条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦長型）

麻 業 届

年 月 日

神奈川県知事 殿

（神奈川県 保健福祉事務局長）

届出者 郵便番号

住 所 法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称
氏 名 代表者の氏名

生年月日 年 月 日

電話番号（ ） 二

次のとおり麻業したので、届け出ます。

営 業 所	所 在 地	電 話 番 号 () 二	
	名 称		
営 業 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		営 業 の 種 類	備 考
1	年 月 日 第 号		
2	年 月 日 第 号		
3	年 月 日 第 号		
4	年 月 日 第 号		
5	年 月 日 第 号		
麻 業 年 月 日		年 月 日	
備 考			

新		旧
<u>第5号様式（第14条関係）</u> （用紙 日本産業規格A 4縦長型）		<u>第12号様式（第16条関係）</u> （用紙 日本産業規格A 4縦長型）
(略)		(略)
附 則		附 則
<u>（施行日）</u>		
1 (略)		1 (略)
<u>（旧規則の廃止）</u>		
2 (略)		2 (略)
<u>（旧規則の廃止に伴う経過措置）</u>		
3 (略)		3 (略)
<u>（旧法許可営業に関する準用）</u>		(新規)
<u>4 第1条（第4号及び第5号を除く。）、第2条及び第10条から第15条までの規定は、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定によりなお従前の例により行われる営業及び当該営業を行う者について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u>		
<u>第1条第1項第2号</u>	<u>法第55条第1項</u>	<u>食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（以下「旧法」という。）第52条第1項</u>
<u>第1条第1項第3号</u>	<u>法第56条第2項（法第57条第2項において準用する場合を含む。）</u>	<u>旧法第53条第2項</u>
<u>第1条第1項第6号</u>	<u>法第59条</u>	<u>旧法第54条</u>
	<u>法第68条第1項</u>	<u>旧法第62条第1項</u>
<u>第1条第1項第7号</u>	<u>法第60条第1項（法第68条第1項</u>	<u>旧法第55条第1項（旧法第62条第1項</u>
<u>第1条第1項第8号</u>	<u>法第61条（法第68条第3項</u>	<u>旧法第56条（旧法第62条第3項</u>

新			旧
<u>第1条第2項</u>	<u>法第59条</u>	<u>旧法第54条</u>	
<u>第10条及び第13条第1項</u>	<u>法第55条第1項</u>	<u>旧法第52条第1項</u>	
<u>第14条第1項</u>	<u>省令第71条の2に規定する届出書には、営業許可証を添えなければ</u>	<u>旧法第52条第1項の規定により許可を受けた業者が廃業したときは、廃業届に営業許可証を添えて知事に提出しなければ</u>	
<u>第14条第2項及び第3項</u>	<u>法第55条第1項</u>	<u>旧法第52条第1項</u>	